

【新旧対照表】利用規約

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">利用規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3条 (利用者について)</p> <p>1. 20歳未満の<u>個人</u>が本サービスを利用するにあたり、<u>保護者の同意書並びに保護者の本人確認書類</u>が必要となります。<u>なお、16歳未満の方は本サービスを利用することができません。</u></p> <p>2. 法令等に基づき暗号資産取引が許容されていない国又は法域に居住又は所在される方は、本サービスを利用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第8条 (暗号資産の現物取引)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>利用者間での暗号資産の売買</u>において暗号資産の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立し、暗号資産の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順</p>	<p style="text-align: center;">利用規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3条 (利用者について)</p> <p>1. 20歳未満の方が本サービスを利用するにあたり、保護者の同意書、親権者の本人確認書類が必要となります。</p> <p>2. 法令等に基づき暗号資産取引が許容されていない国又は法域に居住又は所在される方は、本サービスを利用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第8条 (暗号資産の現物取引)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、暗号資産の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立し、暗号資産の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号</p>

番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立します。成行注文による売買が成立した時点以降は当該注文を撤回又は変更することはできません。

(略)

第 16 条 (禁止行為)

(略)

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(略)

(3) マネー・ローンダリングに関連する行為、若しくはこれに類する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為 (次に掲げる行為を含みますが、これらに限られません。)

(略)

第 27 条 (秘密保持)

(略)

4. 利用者は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

(略)

第 31 条 (譲渡・質入れ等の禁止)

(略)

2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに利用者の登録情報その他の顧客情報等の一部又は全部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡するこ

資産の売買取引が成立します。成行注文による売買が成立した時点以降は当該注文を撤回又は変更することはできません。

(略)

第 16 条 (禁止行為)

(略)

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(略)

(3) マネー・ローンダリングに関連する行為、若しくはこれに類する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

(略)

第 27 条 (秘密保持)

(略)

4. 利用者は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

(略)

第 31 条 (譲渡・質入れ等の禁止)

(略)

2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務ならびに利用者の登録情報その他の顧客情報等の一部又は全部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡する

とができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

(略)

第 32 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

(略)

附則

2020年3月1日制定 施行

2020年5月1日改定 施行

2020年5月29日改定 施行

2020年8月11日改定 施行

2020年9月9日改定 施行

2020年10月14日改定 施行

以上

とができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

(略)

第 32 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨ならびに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

(略)

附則

2020年3月1日制定 施行

2020年5月1日改定 施行

2020年5月29日改定 施行

2020年8月11日改定 施行

2020年9月9日改定 施行

以上